

長崎県地球温暖化防止活動推進員募集要領

県では、「長崎県地球温暖化防止活動推進員」（以下「推進員」という。）として、省エネルギーなど地球温暖化防止のための取組を自ら実践するとともに、温暖化防止に関する取組の普及啓発や地域住民への情報提供を進めてくださる方を募集します。

1. 募集定員
100 名

2. 推進員の任期
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで。（2年間）

3. 応募資格
県内に居住している満18歳以上（令和4年4月1日現在）の方（高校生を除く）で、次ページの「8. 推進員の活動等」に掲げる活動等を実施し、県や長崎県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）等が開催する研修会（※）や催しに積極的に参加できる方を対象とします。

※推進員のスキルアップを目的とする地区研修会が開催されます。また、活動や推進員同士の交流が活発に行われるよう、推進員を対象とした全体セミナーも開催予定です。

4. 応募方法
「長崎県地球温暖化防止活動推進員応募申込書」に必要事項を記入し、持参、郵送、ファクシミリ又はメールにより長崎県地域環境課あてお申し込みください。なお、応募申込書は、以下の長崎県ホームページからダウンロードできるほか、長崎県地域環境課又は最寄りの県立保健所、市町（環境保全担当課）でも配布しております。

《ホームページ》

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/537960.html>

5. 募集期間
令和4年2月7日（月）から令和4年3月4日（金）まで。（必着）

6. 応募先（問い合わせ先）
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
長崎県地域環境課（温暖化対策班）担当：水島
〔電 話〕 095-895-2512
〔F A X〕 095-895-2572
〔メール〕 s16080@pref.nagasaki.lg.jp

7. 選考・通知
提出いただいた応募申込書の内容に基づき、これまでの活動実績や意欲等について審査・選考を行い、推進員を決定します。選考結果は、別途郵送により通知します。

8. 推進員の活動等

(1) 活動内容

- ①自ら地球温暖化防止に資する行動を実践するとともに、推進員としての資質の向上に努める。
- ②市町や住民などの依頼に基づき、住民に対する普及啓発活動を行うほか、自ら活動計画を企画し、自主的な普及啓発活動を行う。
- ③県内の各種団体等が行う地球温暖化防止に関する活動について、協力依頼を受けた時は、積極的に協力する。
- ④地球温暖化対策に関する情報、事例、意見等を県・市町及び住民へ提供する。
- ⑤県及び市町等が開催する研修会や講演会等へ積極的に出席する。
- ⑥年2回（上半期、下半期）活動報告書を事務局に提出する。

(2) 活動区域

原則として、以下のうち居住されている市町が含まれる地区を対象とします。

- ①長崎地区（長崎市）
- ②佐世保地区（佐世保市）
- ③西彼地区（西海市、長与町、時津町）
- ④県央地区（諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町）
- ⑤県南地区（島原市、雲仙市、南島原市）
- ⑥県北地区（平戸市、松浦市、佐々町）
- ⑦五島地区（五島市）
- ⑧上五島地区（新上五島町、小値賀町）
- ⑨壱岐地区（壱岐市）
- ⑩対馬地区（対馬市）

(3) ボランティア活動保険への加入

推進員は長崎県社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入します。なお、手続き及び加入費用負担は県で行います。

(4) 推進員研修会等の旅費

推進員地区研修会やセミナーについては、必要に応じて会場までの旅費、宿泊費をお支払いします。ただし、原則として開始から終了まで全て参加することが必要で、遅刻や途中退出等で参加時間が短い場合はお支払いできない場合もあります。

(5) 謝金

活動状況を報告いただいた推進員の方に対しては、「長崎県地球温暖化防止活動推進員設置要綱」に基づき、予算の範囲内でそれぞれ謝金をお支払いします。

9. 留意事項

推進員の活動支援については、委託先のセンターが行っております。

予算や内容等により必要な支援が受けられない場合もありますので、活動の際は事前にセンターと協議・調整してください。

なお、推進員として不適任と認められる場合等については、設置要綱に基づき委嘱の取消等を行うこともありますのでご了承ください。